

栃木県高等学校教育改革実行計画に関する懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 栃木県高等学校教育改革実行計画の策定及びその推進にあたり、広く有識者等からの意見を聴取するため、栃木県高等学校教育改革実行計画に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係機関、団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 産業経済界関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第3条 懇談会委員の任期は、任命の日から2年間とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じて教育長が招集する。

- 2 委員長は、懇談会の議長となる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課及び高校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8(2026)年6月25日から適用する。